

平成27年9月定例会 県土整備委員会（付託）

平成27年10月5日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

井川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成27年度指定管理者の応募状況について（資料①）
- 徳島阿波おどり空港臨空用地への進出企業について（資料②）

海野政策監

2点、報告をさせていただきます。

1点目は、指定管理者の応募状況についてでございます。

お手元の資料その1でございますが、今年度、県土整備部におきまして、①徳島県月見が丘海浜公園、②旧吉野川流域下水道の2施設について、7月31日付けで県のホームページに募集概要を公表するとともに、希望者に対し募集要項等の配布を行いました。

また、8月中旬に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を、順次、行ってまいりました。

去る9月24日をもって、申請書類の受付を終了し、両施設とも、1団体の申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、12月定例会において、指定管理者の指定議案を御審議いただき、指定管理者を選定いたしたいと考えております。

2点目、徳島阿波おどり空港臨空用地への進出企業についてでございます。

資料その2でございます。

流通施設用地につきましては、申込み順による分譲・貸付けにより、申込みを受け付けておりましたところ、株式会社高橋ふとん店より借受希望の申込みがあり、約12,000平方メートルの貸付けを内定いたしました。

本貸付けをもちまして、臨空用地の全区画について、売却又は貸付けを終えたところであります。

今後、契約の締結など、操業に向けた手続を進めまして、徳島の空の玄関としてふさわしい、にぎわいのある臨空エリアの構築に取り組んでまいります。

以上でございます。御審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

井川委員長

以上で報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

喜多委員

先日、うちの町内で、盲導犬と一緒に歩いていたマッサージ師の方が、50歳でまだ若いんですけれども、仕事場もうちの町内でありまして、家はちょっと離れており、昭和町ですけれども、その人が新浜を歩いて仕事場に行っていたときに、ダンプに、大きいのではないんですけれども、はねられて、状況は見てないのでわかりませんが、盲導犬ともども事故に遭いまして、残念なことに亡くなりました。その病院に、10年以上になるんですけれども、仕事に行っていたんですけれども、本当にいたたまれないような事件が起こりました。市道でありましたが、道幅もちょっと狭くて曲がっておったところなので危ないといえば危ないんですけれども、このような事故が起こらないようにということをつくづく思いました。この頃、歩道を歩いている、通学途上の子供さんがはねられて、しかも、1人ではなく何人もはねられて亡くなるという事故が多いんです。そんな中で、これからの県土整備の大きな目玉の一つとして、安全・安心な生活ができるということの意味では、徳島県が全国的に比べても道路の中で歩道の整備率が低いということでもあります。歩道ができなかったら、せめて、最近、グリーンベルトみたいな緑の線を引いたり、青の線を引いたりして、自転車道とかも含めて、少しでも安全が図れるようにということで、現状の中で経費も余りかけないようにということで努力していただいておりますことを、是非とももう少し広げていただいて、なんとかできないでしょうか。スムーズな自動車の交通も大切ではありますが、それより、人の命というか、歩道があったら守られた命が失われることのないような施策を是非してほしいと思っています。

例えば、身近な話で恐縮ですけれども、勝浦浜橋のところから津田橋を通過して昭和町へ来るんですけれども、歩道があるのが一部だけで、あとはもう全部歩道もなし、しかも、御存じのとおり、通行量がとても多いということで、ほかにもたくさんありますけれども、最近、西新浜とか田宮街道とかがだんだん改良されて物すごい安全が図られて、うれしい思いでありますけれども、昔の国道55号線、もともとで言ったら元の建設省がもっと整備してほしいんですけれども、それが現状のままで県が引き継いで、安全対策がほとんどできないままの現状が続いております。

できたら、緑の線、ないしは、青の線を引いていただけたら、運転者の意識としてももう少し気を付けないといかんという思いになるんじゃないかということ、先日、告別式で思いました。

市道は、それなりに話しして進めているんですけれども、できたら、県道のほうも、そういうことで交通安全のできる範囲の施策をしてほしいと思います。具体的にどうこうという話は置いて、今後の見通しぐらいを御答弁いただけたら有り難いと思います。

久保道路整備課長

ただいま、県道の交通安全対策についての御要望でございます。

県道におきまして、交通安全に資する道路整備というのが、委員おっしゃいましたように、円滑な道路整備も含めまして重要なことでございます。県といたしましても、これまでも、通学路の安全点検とかの中で、歩道とか安全施設とか、歩道にするとすると、なかなか用地等も関係しますので、今、できる限りの対策をしてございます。

委員お話のようなグリーンベルトにつきましても、県警等とも協議いたしまして有効な施策を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

喜多委員

是非とも進めていただきたい。グリーンベルトぐらいだったら大した費用もかからんと思いますので、是非とも進めてほしいなということを強く要望しておきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それと、また、先日に続いての指定管理者になるんですけれども、月見ヶ丘も旧吉野川流域下水道についても、現地説明会の参加団体数は1ということで、指定管理者が始まったときは、どこの施設も2桁いくところもあったし、大分やってみたいなという思いがあったんですけれども、この数年は1ないし2というところがほとんどになりました。これって何かいい方法がないかなと思うんですけれども、基本的に言うたら、指定管理者自体が形骸化されたというか、要因というか、改善策というか、もうちょっと多くの人に参加してやってみたいなという思いを持てるような、説明会というか、募集要項というかをしてほしいと思うんですけれども、何かいい案はございませんでしょうか。

桑村県土整備政策課長

ただいま、喜多委員から指定管理者制度の公募状況につきまして御質問がございました。

指定管理者制度につきましては、改めて申し上げるわけでもございませんけれども、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、正に民間活力の導入を目的にスタートしたものでございました。今回、約1か月余りの期間、公募を行い、応募者を増やすべく、県のホームページ等で募集案内の通知に努めてきたところではございますが、今、委員さんから御指摘もございましたように、申請件数は両施設とも1団体と非常に残念な結果になったところであり、これにつきましては様々な原因があるものと考えております。

例えば、旧吉野川の流域下水道につきましては、管理運営に非常に専門性が高いということがございまして、結果的に1団体の応募になったと考えております。今後、申請者の目線、県民の目線に立った改善策、これをしっかり検討いたしまして、応募者の増加につながるような制度改正、制度運用の改善を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解お願い申し上げます。

喜多委員

非常に難しいと思う。申し込んでくれないと、こちらとしてもどうにもならないという

面があろうと思いますけれども、何とかいい方法がないか、御検討いただけたらと思います。よろしくこれもお願いします。

それと、危機管理部でも質問をしましたがけれども、沖洲流通港湾整備事業というのも大体できまして、あとは舗装が残るのみとなったようでございますけれども、東九オーシャンフェリーの大きな建物が、完成かどうかわかりませんが、できております。3月には、何かしたんですけれども、今後の完成の時期というか、全体の完成の時期はどうなっていますか。もう一つは、東九オーシャンフェリー、今は津田のほうに着いていただいて、にぎわいがあるんですけれども、沖洲へ行ったらとても寂しいなということを地元でも思っております。マリンピアのほうはいいんだけど、津田のほうが寂し過ぎるっていう思いです。現場へ行ったら、いわゆる深さが底が見えんぐらいのところ、8.5メートルということでございますけれども、耐震強化岸壁、名のとおり、阪神・淡路大震災ではもうめちゃくちゃになりましたし、東日本大震災でも、ほとんどの港がもう全滅した中で、徳島も、万一、津波が来て地震が起こっても、あそこだけは残つとるといような感じで、本当に立派なのができてよかったなと思います。この防災面からは、先般の危機管理部でいろいろ質問させていただきましたが、完成時期とか、オーシャン東九フェリーの津田からこちらの新しいところに行く時期とか、状況とかをお尋ねいたします。

森運輸政策課長

ただいま、委員から、沖洲（外）地区におきます耐震強化岸壁の完成の目途、それと、オーシャン東九フェリーの、津田地区から沖洲（外）地区への移転の時期、状況についての御質問でございます。

まず、1点目の津田、沖洲（外）地区におきます耐震強化岸壁の完成目途でございますけれども、沖洲（外）地区におけます耐震強化岸壁につきましては、国と県が連携して、国が水深マイナス8.5メートルの耐震強化岸壁を整備する。それにあわせて、県のほうが背後の埠頭用地を整備するという事業でございます。この事業につきましては、平成23年度に現場工事に着手いたしまして、本年3月21日にマイナス8.5メートルの耐震強化岸壁の完成式を迎えたところでございます。

現在でございますけれども、県におきまして、委員のほうからお話がございました背後の埠頭用地の舗装工事を進めているというところでございます。これにつきましては、今年中の完成を目途としておるところでございます。加えまして、この耐震強化岸壁の整備につきましては、港内の安全確保、あるいは、荷役の稼働率の向上ということで、今年度から国直轄事業におきまして、防波堤の150メートルの延伸工事を進めておるところでございます。これにつきましては国のほうで平成29年度の完成目途ということでお伺いしてございます。したがって、この耐震強化岸壁一連の事業につきましては、平成29年度を完成目途として、今、国、県で整備しているというところでございます。

2点目のオーシャン東九フェリーの移転についてでございます。

オーシャン東九フェリーにつきましては、徳島と東京、九州を結ぶ長距離フェリーでございます。現在、津田地区のほうから運航してございます。

このフェリーにつきましては、老朽化が激しいということ、また、フェリーの企業の競争力向上という観点から、輸送能力の強化、また、燃費効率の改善に向けた船舶の大型化を図るということで、現在、フェリー会社におきまして、船の更新、新しい船の建造を進めておられるところでございます。

その時期につきましては、今年8月に第1船目となります「びざん」の進水式がとり行われたところでございまして、その第1船目の就航につきましては、フェリー会社のほうからは年内の供用を予定しているということをお伺いしてございます。

県におきましても、先程申し上げましたとおり、それに関連します埠頭用地の舗装など、関連する工事あるいは準備につきましては、フェリー会社と十分協力しながら整備を進めていきたいと考えてございます。

喜多委員

第1船目は今年12月中に就航するというところで、残りの状況はどうなって、津田の港を全然使わなくなる日について、その1船目がマリンピアに来て、その次の状況はどうなっておりますでしょうか。

森運輸政策課長

1船目就航後の予定という御質問でございます。

オーシャン東九フェリーにつきましては、今現在、4隻で就航してございます。そのうち、先程申しましたように、第1隻目につきましては、今年内の就航ということでございます。残りでございますけれども、2隻目、3隻目、順次、新たな船に更新するという予定でございまして、新しい船につきましては、沖洲（外）地区、現在、使われている船につきましては津田地区を使うということで、この二つの岸壁を併用して使うということでお伺いしてございます。それで、4隻全てが就航します時期につきましては、フェリー会社のほうからは来年9月頃とお伺いしておりますので、この9月中には津田地区から全て沖洲（外）地区へ移転するものと考えてございます。

喜多委員

4隻あって、9月で全部移転ということで、就航の着くところが違ってくるということです。この頃輸送形態も変わって運転手がいらないというようなトラックが大分増えているんですけれども、それはさておき、繰り返しになりますけれども、耐震岸壁のほうに4隻が着いたら、津田が9月で使えなくなり、その後はどのようになりますか。

森運輸政策課長

津田地区におきますオーシャン東九フェリーのフェリーターミナルの跡地の活用についての御質問でございます。

津田地区におきましては、去る7月31日に、かねてより国のほうへ提言しておりました四国横断自動車道でのインターチェンジの設置が国から認められたところでございます。

県におきましては、この機を絶好のチャンスと捉えまして、オーシャン東九フェリーのターミナル跡地、さらには、水面貯木場を含めまして、それらを最大限活用いたします活性化計画を作っておるところでございます。

現在、将来も四国横断自動車道の南伸に対応するためのフルインターチェンジ、また、南海トラフ巨大地震に備えました避難場所、また、水辺のにぎわい、あるいは、放置艇対策といったことを考えましたマリーナの整備、こういったものを活性化計画に盛り込むべく、今、検討しているところでございます。この検討の中で、先程申しましたオーシャン東九フェリーの跡地、これにつきましてもしっかりと検討し、方向を導きたいと考えてございます。

喜多委員

津田の木材団地の改めて再整備計画の中でオーシャンフェリーの跡地も検討していくということです。

あわせてになるんですけれども、津田の町も、インターチェンジができるのを本当に最高の期待をしており、津田の木材団地、今、百何十社の企業がありますけれども、木材関係が減っております。そういう意味で、将来的には、木材だけでなく、産業団地的に開発もしてほしいという地元の要望もあります。そういう中で、これから貴重なインターチェンジが直結する津田木材団地が徳島の流通の拠点となるような対策ができますように、皆さん方の御支援と御協力をお願いしたらと思います。

広島で土砂災害が起きました。ちょうど8月20日で1年になりますけれども、家が倒壊して流れていくのは百歩譲っていたし方ないとしても、人命が失われるということは、本当に大変なことであります。

そんな中で、これも繰り返しになるんですけれども、安佐北区と安佐南区があつて、災害がほとんど安佐南区ということでありましたけれども、向こうの友達に電話したら、北区はほとんど影響ゼロだということであつて、だけど大変なことになっているんだよということの話もありました。1年たった、今、前にも言ったんですけど、土砂災害警戒区域の指定という状況について、どのように進められておるのかお尋ねをいたします。

大和砂防防災課長

ただいま、喜多委員から、広島災害から1年がたち徳島県の土砂災害警戒区域の指定の状況というような御質問を頂いております。

御存じのように、広島の災害を契機に、昨年11月に土砂災害防止法が改正されまして、住民に土砂災害のおそれのある区域の周知を進めるために、基礎調査結果の公表が義務づけられてございます。この中で、徳島県におきましては、約1万3,000か所の危険箇所基礎調査を、来年度、平成28年度調査率100%を目指して、調査を進めているところでございます。

指定に関しましては、この調査結果をもとに住民の方に説明会を行い、その後、市町村長さんの意見を聞き指定するという状況でございます。現在、土砂災害警戒区域の指定箇

所数につきましては、警戒区域が3,317か所、土砂災害特別警戒区域が3,054か所となっております。

喜多委員

予測できないようなところもたくさんあって、本当に大変だろうと思いますけれども、この指定と、そして、この指定を別にしてでも、県も、市町村も、国もしかりでありますけれども、国民の生命と財産を守るのが大きな仕事の一つであろうと思いますので、是非とも、積極的にこの指定についても、そして、土砂災害、もちろん、地震、津波もしかりですけれども、それに強い徳島県になるように要望しておきたいと思います。

それと、今、ケンチョピアということで、県外から来た人が、この県庁の横のホテルの上へ行ったら、夕方だったんですけども、眉山のところに夕日が沈んで、県庁の横でこんな景色のすばらしいところって初めてだなということで、その一つの借景になっているのがあのヨットであろうと思います。徳島県で、川を生かしたまちづくりで、県庁の前にヨットが泊まるということは本当に全国一ですけども、このヨットが、地震、津波のときには凶器になる場合があるということです。陸の上に上がってきて、いろんな被害を、二次災害を与えるということのないようにしてほしいなと思いますけれども、放置艇対策というか、現在全体で、ヨットなり、遊漁船というんですか、ヨットでない船も含めてどのぐらいあって、そのうち申請しているのがどれぐらいかということをお尋ねをいたします。

来島港湾空港経営室長

喜多委員のほうから放置艇に対する御質問を頂きました。

放置艇の中でも、個人が所有している、今、お話のありましたヨットとか、小型モーターボートにつきましては、私どものほうでは、プレジャーボートということで総称しておりまして、このプレジャーボートにつきましては、4年に一度、国、県が一体となって実態調査を行っているところでございます。

昨年度、平成26年度のプレジャーボートの実態調査結果によりますと、県内のプレジャーボートとして確認されている船の数が3,577隻でございます。そのうち、今、御指摘がありました、水域の管理者の許可を得ることなく護岸や防波堤などに係留されている船、いわゆる放置艇につきましては3,197隻ということになっております。

この放置艇については、全体の中に占める放置艇の割合が89%ということになっておりまして、前回の調査に比べて、放置艇の数自身は433隻減ったんですけども、依然高い水準にあるということでございます。

これらの放置艇につきましては、管理の不十分さによる沈船化だとか、津波・高潮時における船舶の流失などを引き起こすというふうな問題が以前から指摘されております。こうしたことから、私どものほうでは、以前から三水域一体となった推進会議を開催いたしまして、放置艇対策に取り組んでいくところでございます。

喜多委員

89%ということで、すごい数が放置艇として実態調査が出ておるということで、これは、万一のときに大変だなあと思うんです。沈船も廃船も含めて、徳島は海と川に恵まれていて、一層、それが弊害になっているんじゃないか、どこでも泊めれるんじゃないかなと思います。今後は、今、答弁がありましたように放置艇対策推進会議ということで進めていくということですので、いつ、地震、津波が起こるかわからない中で、しっかりとこれから取り組んでいただきたいと思います。

来島港湾空港経営室長

今、委員御指摘がありましたように、非常に放置艇の割合が高いという中にありまして、こうした中、私どものほうでは、国のほうで平成28年度までに放置艇削減に向けた計画を作るようにというロードマップが示されていることもございまして、先週、9月29日に放置艇の対策の推進会議を開催しまして、放置艇の削減計画を年内に作成することといたしております。

この計画の中では、係留保管場所の確保、規制の強化、沈廃船の撤去、県民への広報等、いわゆる、抜本的な放置艇削減に向けた対策をこれから具体化していきたいというふうに考えております。

喜多委員

せっかく推進会議ができたんですから、放置艇対策に是非ともしっかりと取り組んで、ゼロに近づけるように頑張ってもらいたいと要望しておきたいと思います。

それと、夏が終わりました、季節運航の北海道札幌の便が夏限定で就航いたしました。今年行きたいなと思っていただけなんですけれども、私は行けないままだったんですけれども、その札幌線の就航搭乗率というか、どのぐらいの人が乗ったか、お尋ねをいたします。

岡本交通戦略課長

ただいま、喜多委員より札幌線の搭乗実績について御質問を頂きました。

昨年、4年ぶりに再開されました札幌線でございますけれども、今年度も、昨年度と同様に、週3便で8月の1か月間運航されたところでございます。航空会社や徳島空港ビルと協力いたしまして、ゆめタウン徳島など、県内6か所の物販施設で、クイズ大会でありますとか、すだちくんととの記念写真撮影などの路線PRを行ったほか、観光部局におきましても、札幌市内の旅行会社へのセールス活動、また、JR札幌駅での観光物産PR、アンテナショップの開設などに取り組んだ結果、札幌発の利用者の割合が増加するなどいたしまして、乳幼児も含めました確定値で、昨年と比較しますと、約1割増の3,388人という好調な実績となっております。

喜多委員

要望もしておるとは思いますけれども、これからの若い人にとっても、北海道の魅力とい

うのは、夏だけではなく、本当の魅力は冬であるということで、冬に行く人も多いのではないかなと以前、聞いたことがあります。雪祭りとか、氷祭りとか、涼しくて行く夏もさることながら、冬の魅力というのは、北海道でなかったら味わえないというか、経験できない、体験できないような北海道の冬であろうと思います。名古屋線もなくなったし、福岡が2便が1便になったんですけど、あれは大型化されたので、了としていいとしても、やはり路線が多い程徳島へ来ていただける率も高いということで、こちらから行くのもさることながら、北海道から徳島へ来ていただけるためにも、この季節の8月だけでなく、通年運航ができるような要望をしているとは思いますが、何とか頑張ってもらいたいと、さらに辣腕の課長のもとでやってほしいと思いますけれども、今後の見通しというか、何とか頑張ってもらいたいなと強力に思います。

岡本交通戦略課長

喜多委員より、札幌線の運航期間の拡大ということで御質問、御要望いただいたところでございます。

先程御説明させていただきましたとおり、昨年度を上回る非常に好調な実績となつてございまして、運航期間の拡大に期待が膨らむ結果というふうに思っております。県といたしましても、札幌線の運航期間の拡大がされるように、航空会社に対しまして積極的に要請をしてまいるとともに、観光部局とも連携をして、引き続き、更なる利用促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

喜多委員

去年に比べて1割増えたということで、いろいろの御努力の成果が上がったものだなと思います。昔は徳島・鹿児島というのが出たときもありますし、あれも1年か2年か3年か、そこらぐらいで終わってしもたんですけども、できたら、許可が大変だろうと思いますが、頑張ってもらっていて、例えば、人気が高い沖縄とか、新幹線と合わせて鹿児島まで飛行機で行って新幹線で戻ってくるルートとか、いろいろとこれから頑張ってもらって路線の拡大に努めてほしいな、期間の拡大に努めてほしいなということを要望して、終わります。

重清委員

つい先日、県南で、9月24日に大雨が降りまして、集中豪雨で、朝から警報がもう夜中から出て、強風警報の中だったんですけど、そのとき、結構な雨が降りました。最近はもう集中豪雨ということで、県下全域ではなく、恐らく海部と那賀あたりが集中しています。今度は、海部郡、海部郡でも海陽町そして宍喰がたくさん降ったんですけど、そのときに排水ポンプが出動してくれたみたいなんですけど、そのときの状況等の説明をまずお願いいたします。

北川河川整備課長

ただいま、重清委員より、9月24日の県南豪雨の際の排水ポンプ車の出動について御質問いただきました。

9月24日の集中豪雨は、朝6時16分に海部郡に大雨洪水警報が発表となり、宍喰川上流で午前9時までに270ミリの降雨があったところでございます。さらに雨がこれから降るといった予測と、日比原水位局による急激な水位上昇が認められたことから、午前10時には、氾濫危険水位を超過するおそれがあると考えたところです。

同地域といいますか、昨年8月の台風12号におきましては、宍喰川、旧の宍喰町中心部に内水被害が発生したことから、浸水被害を軽減するために、県におきましては、排水ポンプ車の出動準備と、国に対しましても出動が可能かどうかの確認をとり、海陽町に対しまして、県から配水ポンプ車の出動について準備している旨を御連絡したところでございます。

このような状況の中、10時30分に海陽町より国及び県に対しまして排水ポンプ車の出動要請がありまして、国、県から直ちにポンプ車が出動したところでございます。ポンプ車は、県が13時15分、国が13時半に到着し、14時には宍喰川の左岸堤防上で待機、準備ができたところでございます。

幸いにして、宍喰川の雨量はそこから低下傾向というか、一進一退を繰り返しまして、ほとんど内水被害は発生しなかったということで、稼働はございません。その当日、24時に雨がやんだことから撤収したところでございます。

重清委員

排水ポンプ車はこれできてから、今回、海部郡内に初めての出動だったと思うんですよ。本当に大変有り難かったです。去年もあれだけ浸水被害に遭って、那賀川は去年と今年、2年続けて浸水していましたので、浸かるというのは、本当に県民に対して申しわけなく思いますので、これだけは何とか防ぎたいし、早急な対策をしてほしいということで、今回、事前に町とかに連絡してもらって提案してくれて、本当に有り難かったです。本当によかったと思います。それから、前も排水ポンプ車、どういうふうになっているのかなと思ったんですけど、県内への排水ポンプ車の配備状況は、今、どういう状況か教えてもらえますか。

北川河川整備課長

県南部の排水ポンプ車の配備状況でございます。

県におきましては、平成16年の台風23号による被害を契機に、ポンプ車を順次投入いたしまして、現在、徳島庁舎、吉野川庁舎、そして、阿南庁舎に各1台ずつ配備している状況でございます。

また、国におきましては、吉野川を管理している徳島河川国道事務所に7台、那賀川を管理している那賀川河川事務所に3台配備されているところでございます。県南部における排水ポンプ車といたしましては、県の阿南庁舎に1台、国に3台の計4台が配備されている状況でございます。

重清委員

去年の浸水で海部郡内が浸かっているんですけど、今聞いたら、大体あるのが阿南と那賀ですか。今回も、10時半に申請して、着いたのが1時半で、3時間半です。しかも、3時間半たったら大体水も引いていっているという状況で、必要なときに間に合わなかったというのが今回の状況だなと思ったんですけど、だからやはり、住民も行政も一緒に、ポンプ車が来てほしいなと望んでいるんです。しかしながら、現実的には間に合わんというのが今の配備状況だと思いますので、是非とも、これからいろいろ検討してほしい。また、海部郡内は津波でも浸水します。浸水した場合、今回の茨城県と一緒に排水しないといけないが、もう全部浸かっていますので、地元にあるやつは恐らく無理でしょうという話になります。そのときにこういう排水ポンプ車があったらなと切に思いますので、これからいろいろ検討していただきたいんです。すぐに置けとは今日は言いませんので、私は美波庁舎内に是非とも配備してほしいと検討していただきたい。それと、どこに置けるかという、これは私も初めて今回、排水ポンプ車を見たんですが、クレーン車が要りますということを見たんですけど、やっぱり置けるところと置けないところがあります。これは、実際にこれを使う人たちと、県、町の土木関係の人たちと話を1回して、本当に置けるかなというのを事前においてもらいたいんです。今回も一緒に、来たけど置けるかどうかわかりませんというのが今回の状況だったので、これは事前協議できるんじゃないでしょうか。こういうところが浸かった場合、ここへ置けるだろうという、そのときの障害は何かと、こういう研究は、1回、調査なり協議をしておいてほしい。国、県、町でこれを1回してほしいんですけど、検討していただけますか。

北川河川整備課長

2点いただきました。美波庁舎管内にも排水ポンプ車の配備の検討をするべきではないかと、それと、事前に協議をするべきではないのかといったお話かと思えます。

昨年の台風12号におきましては、海部川、母川、宍喰川の流域におきまして、内水による浸水被害が発生したところがございますので、排水ポンプ車は浸水箇所に出動し機動的な排水活動が行えるといったことから、浸水被害軽減には非常に有効であるとともに、今、委員から御提案があったとおり、津波で浸水した場合の排水作業にも有効であると考えられます。今後の美波庁舎管内における排水ポンプ車の活用につきましては、国の排水ポンプ車も含めまして、県内の配備状況も含めて検証を行い、必要性を検討してまいりたいと考えております。

もう一点、今までで初の出動となったわけでございます。どこに排水ポンプ車を設置できるか、いわゆる排水ポンプは、釜場と言われるような、深いところのような排水がしやすいところを用意していく必要もございます。

そういったことから、国、県、そして、地元町としっかりと協議を行いまして、協議とともに、今回の出動も教訓にいたしましてしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

重清委員

十分検討して、是非とも美波庁舎管内に置いていただきたいと要望して、この件は終わります。

そのときの雨のときに思ったんですけど、最近の集中豪雨は本当にわからなくて、25日が代表質問の日で、24日はちょうど地元へ帰っていたんですけど、朝から警報が出っぱなしでした。ですけど、町の方へ行ったら、全然小雨なんですよ。ところが、1キロも上流へ行ったら、どしゃ降りです。もう川も氾濫しかけです。本当に、今の200何ミリが午前中に降っていたといっても、わかりにくいんですよ。雨量計の話をしめますけど、今、旧穴喰町に2か所雨量計を県がつけている。1か所は町中、1か所は山の中なんですけど、穴喰の一番奥の野根川のところについています。野根川は高知へ流れるので、穴喰川の上流とは違うんです。ここは上流に一つもないんですよ。川があるんですけど、ここに1個も雨量計がないので、今、わからないんです。これは海南へ行っても同じです。この支川に雨が降っているか全然わからない。全体的に奥で降っているでしょうというので、せっかく、今、こういうのを計算できる、すばらしいものもあるのに、何で活用しないのかなと思います。町にいたら、全然雨が降っていないので、わからんのですよ。前の平成14年かな、那賀と海南の奥がやられたときも一緒ですよ。あのときも奥だけが大雨だったですよ。下は何にもなかったんです。これが溢れて、それから、海南で釣りをしていて亡くなった人も一緒です。あのあたりは電波も入りませんので、携帯も使えんということで、1回入ったらわからんのですけど、このときに情報がないんです。そういうのが地域に必要やと思うので、この雨量計、市町村のどこに必要か1回検討してもらえますか。これ、何度も要望あると思うんですけど、毎回毎回このままの状況みたいで、今回も、一緒です。穴喰で朝350ミリ降っていますよと言ったって、この雨量計は全部高知県に流れるところでしょう。同じ地域で降っているけど、1キロメートル離れたら、今の集中豪雨はわかりません。これが今の集中豪雨でありますので、是非とも必要なところへ1回検討していただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

北川河川整備課長

委員御提案のとおり、降雨や河川の水位の状況を把握してその状況を迅速かつ的確に周知することは、住民の安全・安心のため、確保のために大変重要であると認識しております。現在、県内の雨量局でございますが138局ございまして、徳島県の防災状況として、ホームページ等で市町村及び住民の皆様に公開しているところでございます。

また、雨量につきましては、気象庁が状況提供しているレーダーに雨量計の観測を組み合わせました解析雨量等も活用しながら、避難準備情報や避難勧告を発令する判断要素として、今現在、活用しているということございまして。

委員御提案の穴喰川上流への雨量計設置につきましては、昨年8月の台風12号のときに、穴喰観測所では時間雨量112ミリといった非常に強い雨が降って、おっしゃるとおり、少し離れれば時間雨量が50ミリ程度ということで、県南そして那賀のほうにつきましては、

集中豪雨，ゲリラ豪雨と言われているものが発生しやすい状況でございます。

雨量計の増設につきましては，今後，降雨観測の技術の動向や県内の配置バランス状況等を勘案しながら，市町村の御意見も十分お聞きしながら検討してまいりたいと考えておりますので，どうかよろしくお願ひいたします。

重清委員

しっかりと検討していただきたいと思ひます。今回も一緒に，海南の奥と若松の雨量計が止まってましたので，雨の日でしたけど危機管理に言って，すぐに直しには行つたので多くは言えませんが，せつかくのときに使えてなかつた。デジタル化したときの問題で，ちょっと止まっていたのが2か所ありました。これは，すぐ対応してくれましたが，いざというときに使えなかつたら意味がないので，必要なところはやっぱり要るだろうというのがあると思ひますので，是非とも検討していただきたいと思ひます。

それと，今回の雨で思つたんですけど，避難階段をいろいろ各市町村なり，県が造っているんですけど，雨が降つたら，あそこは川のように水が出てくるんですよ。今回も浸水した近くのところでは，滝のようだという表現で，あそこは避難階段ありますので，確かにそうだなと思ひますよ。山で今まで草があつたところに避難階段を造つて，水が流れるようにしているんですけど，あんだけ水が滝のように上から流れくる階段を上がれというのは，雨の日にもし地震起きたら誰も逃げれんのですよ。今まで，こういう階段のところは水に対しての対策も講じておつたんですけど，ここ数年は，津波に対する避難階段ということで，とにかく階段を造りませんか，高台へ上れるようにしませんかと造つたんですけど，こういう問題ができました。これも，1回，どういうふうにして避難階段をしたらいいのか，研究してほしい。今までは，とにかく高台へ逃げようって言って避難階段をつけたんですけど，雨の日は無理じゃないかと。こんだけ滝のように上から水が流れてくるところに皆上がってくるというのは，ちょっと厳しいな。これに対する対策，よその県なり，どういうところはどういうふうしているのかという研究をしてほしいなというのを問題提起しときます。1回，検討しておいてほしいと思ひます。

これと，もう一つは側溝です。那賀と海部は去年浸かつたはずですよ。このときに，水だけでなく土砂も入っているんです。ということは，側溝が埋まっているんです。ところが，私が住むところでは，昔は1年に1回，県の側溝なり，町の側溝を全部上げて掃除してたんですけど，何年も前から若い人がいないというので，あまりできなくなつた。それから，建設協会とかに頼んでお金を出してしてもらっていたが，お金もなくなつたので，数年，何もしていません。恐らく，側溝は詰まっています。あっちもこっちも埋まっています。この管理が全然できていないなというのは，国道も県道も町道も一緒ですよ。今日も国道，日和佐道路を来たら，側溝から草がいっぱい生えていたんですよ。側溝だから，草が生えとるということは，そこへ土があるということです。これは，恐らく，全部の市町村でもう側溝をあまり上げなくなつてきています。ということは，たまっているんです。ということは，雨降つたときに，すぐいっぱいになり，あふれます。あふれんように，やっぱり，事前に対策をしてほしいので，どうなっているか現状調べてほしい。県の側溝ってたくさ

んあるでしょう。最近、どれだけ掃除したかって、してないでしょう。あまりできないはずです。昔は、全部、各町内の人らが上げてたんです。最近、そういえば上げてないなという状況ですよ。去年浸かったって、そのままじゃないかということは、埋まってるじゃないかと。国道だって、県道、町道だって一緒に、最近、たくさん水がたまってきましたよ。ということは、水が詰まってるじゃないか、抜けてないじゃないかということです。1回見に行ってくださいと言ったんですけど、雨の中、行ってますか。雨の中、道路が普通の勾配で低くなってたまっている以外でも、たまってきていて、詰まっているということです。ですから、やっぱり事前にそういうところは見ておいてほしいと思いますけど、これらについて、今、検討しているのか、これから検討するのかわかりませんが。

寺沢防災・安全対策担当室長

今、重清委員のほうから、側溝の清掃、管理につきまして御質問を頂いたところですが、県の管理する道路におきましては、道路パトロールでございまして、あと、地元の市町村から寄せられた情報をもとに、基本的には、道路作業班による直営作業とか、業者による業務委託により、清掃をしているというところがございます。

それから、今、委員からちょっとお話もございましたけども、一部の箇所につきまして、地元の市町村の住民の方の御協力を頂いて清掃しているというふうなところもございます。ということでございますけども、今、委員からもおっしゃいましたように、人口の減少とか、高齢化によりまして清掃が難しくなっているというところもあるというふうに認識しております。そういったところにつきましては、県のほうでできる限り清掃させていただくというふうなことで取り組んでいるところがございます。

それから、町村道におきましてのことでございますけども、町村道におきましては、今、各町内会等で清掃していただいているというところが多いというふうに聞いております。委員からお話ございましたけども、県だけでなく、町村も含めまして側溝の維持管理というものは非常に重要な今後の課題になろうかというふうに考えております。そういう中で、一つとして、町村への支援ということもございますので、排水が十分に機能していない箇所がございましたら、県と町一緒になりまして、できるだけ、一斉に、例えば、現場で点検したりとか、県、町村一緒になって清掃したりというふうなこともやってまいりたいというふうに考えております。

それから、町村への支援といたしまして、県のほうで所有しております底ぶたを開ける機械がございまして、そういう、もろもろもお貸しして市町村に使っていただくというふうなことで、市町村にも十分に管理をお願いするとともに、先程委員からもございましたけれども、県のほうも、雨の後とか、雨の内容も含めまして、途中も含めまして、できる限り、今後とも側溝の維持管理というのをしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

楠本県土整備部副部長

先程、委員からありました避難路の整備でございますが、避難路の整備につきましては、

第一義的には市町村が整備をしております。市町村整備に関しましては、避難路整備ということで、危機管理部のほうで、補助ということでそういった支援もしております。避難路の全体については市町村になりますが、そういった状況を危機管理部にもお伝えするとともに、県土整備部としましては、技術的な助言とか支援というのを市町村に対して積極的に進めていきたいと考えております。夜間でありまして、そういった、雨の中の避難といろんなパターンの状況で避難するには、やはり、しっかりと避難路の整備が必要と感じておりますので、そういったことも、県土整備部としてもできる限りのことを支援してまいりたいと思います。

重清委員

避難道は市町村がやりますけど、それは県が出してるでしょう。絵を描くのは、危機管理部とは違うでしょう。下のほうの排水の関係だって一緒でしょう。県道に上から降りてきたところの排水がどうなっているのか、そこら辺の絵を描くところでのチェックができないのかなと思います。その設計段階、設計は、大体、最終的に県土整備部がするんでしょう。それで、そこら辺をきちんとできているのか、できていないのかという話を言ったんですけど。危機管理部、危機管理部と言うけど、最終的に県土整備部が設計をしているじゃないか、入札だって県土整備部じゃないかというんで話があって、道だけ、避難階段だけ造ったんではだめでしょう。こういうのもひっくるめて考えておかなかつたら、排水関係も考えとかなかつたらだめでしょうという話で問題提起したんです。

大和砂防防災課長

避難階段の排水対策の流末処理ということでございます。

流末に関しては、当然のことながら、避難階段を造ることによりまして水が集まってくる可能性もあり、それをその既設の流末に流すときには、その流末が排水能力があるかどうかという検証を行う必要がございます。一般的には流末をつなぐ管理者の方と協議を行うということになっておりますので、そのときに、それが市町村道でございましたら市町村の管理者、そのときに、先程副部長が答弁いたしましたように、技術的な支援が必要になりましたら、相談に乗らせていただきたいと思いますと考えております。

重清委員

そうしたら、今している技術的な支援をちょっと教えてほしいですけど、ついでに避難階段は、どういうことを考えて、排水対策は今できているんですか。危機管理部がつけたやつで結構ですので、そこら辺を教えてください。今、現実問題どうなっているか、雨の日に見たことあるんですか、それがわかった上でどうしているか、技術を提供しますよと言ったらどうするのか、今わかっている段階で結構ですから教えてください。

大和砂防防災課長

今、その雨の日に現地を確認したかどうかというのはちょっと承知しておりませんが、

先日の雨，特にここ数年来にないような時間60ミリが2時間続いたとか，そういう記録的な雨の中でどういう状況になったかというのも検証しながら，今後，検討してまいりたいと考えております。

重清委員

しっかりと検討しておいてほしい。こういう問題があるんです。雨の日に見たらめっちゃくちゃになっているんですよ。雨水対策は，今，避難階段ではできていないので，県土整備部はそういう技術と知恵があるんだったら，すぐ教えてくださいよ。この避難階段は必要だから，造っているんですよ。これに対して県は補助金を出しているでしょう。そこら辺を県がいろいろ検討してほしい。避難階段は全部市町村がしているんですが，補助金だけ出して，そのときに検討してどうなのか，大丈夫なのかと検討してほしい。今まで，これがなかったはず。こういう，今現実になんかこうなってきたときに出てきた話で，今までもそれもわかった上でしているわけではないと思いますので，しっかりと検討して対策も講じてほしい。

それと，やっぱり，去年，浸かった那賀と海部の側溝の土は，去年言ったのに全然してないじゃないか，草が生えっぱなしじゃないか，当然生えるでしょう。土が流れてきて，土の上に草は生えるんです。土が流れて，側溝と国道，県道との間の，ここを道としたら，ここが歩道ですよ。ここに土がたまったんで，ここへ草が生えていってるんですよ。去年の大雨のときに，全部がそこへ，土と一緒に流れてきたんですから，そこへたまってるといっていいでしょう。側溝の道路の上のところはたまっていて，当然，中もたまってるといっていいのが今の側溝ですよ。何で那賀と海部があれだけ浸かったんだったら，今年も浸からんように，せめて，ここだけでもきれいにしませんか，したらいいのになと思ったんですよ。今年見たら，去年よりひどいじゃないか，雨降ったら，こんなんだったらすぐ浸かるじゃないか。そこら辺を，してくれませんか，まずは県道からでもしてくれませんか，調査してくれませんか，側溝の中と上の県道の横のところのあの草，土はどうにかなりませんか。県道の管理，県の側溝の管理ができていないかどうかです。あれだけ，去年，県民が浸かって困っているのに，まず，そこだけでもきれいにしたらどうなんですか。今年は何もしてないでしょう。生えっぱなしですよ。そこら辺をもう一回見てくれませんか。まずは現場を見てくださいよ。どうですか。

瀬尾県土整備部副部長

今，重清委員の御指摘のところ，今からでも早急に調査を現場のほうに指示しまして検討してまいりたいというふうに考えております。

重清委員

しっかりと見て，協議して，対応できるところはちょっとずつでもしてほしい。全部するのが無理だったら，優先順位つけて，ここはもう二度と浸かったらいかないので，ここだけでも軽減しないかと，そのためにこうしないかとしっかりと協議していただくように要

望して、終わります。

山西委員

今日は、2点程お尋ねをしたいと思います。

一つ目が、県民の交通手段の確保についてお尋ねをしたいと思います。

先般、75歳以上のドライバーについて認知症の検査を厳しくし、場合によったら免許を取り消すという改正道路交通法が国会のほうで成立をされました。今後は免許証の自主返納をするドライバーも増えてくるのではないかというふうに思っています。

一方、私の地元石井町内では、昨年、徳島バスの曾我団地線が廃止され、さらに、現在は、石井を通る、鴨島線、高原線、そして、石井循環線、各沿線が、減便、バス停廃止などが予定されておりまして、ますます免許を持たない方々にとっては生活がしづらい環境になっていっているのではないかと危惧するところでもあります。これは、石井町に限らず、全県的にそういう状況になってきている問題じゃなかろうかと思っています。

県では、以前から、生活バス路線維持確保に向けての補助金を設け、市町村の支援を行っていることは承知をいたしてございますが、住民の足には十分になり得ていない状況ではないかと思っています。これは、やはり、赤字路線が主流でございますので、一定程度、市町村の負担が生じることから、市町村の中では、住民の生活支援に温度差が今後、更に生じてくることも危惧するところでもあります。

こうした状況を踏まえまして、県民の交通手段の確保に向けて県としてはもう少し踏み込んでリーダーシップを発揮すべきではないかと考えますが、担当課長の御見解をお伺いしたいと思います。

岡本交通戦略課長

ただいま、山西委員より、地域住民の移動手段の確保に取り組みます市町村に対する支援ということで御質問を頂いたところでございます。

委員からもお話ございましたとおり、今、県の制度といたしましては、複数市町村をまたがる幹線バスにつきましては、国と県協調で運行に係る赤字を補填する補助金を補助させていただいておりますし、また、市町村のほうで運行されておりますコミュニティーバス、デマンドバスにつきましても、国の補助制度の対象となっていない路線につきまして、過疎地でありますとか、準過疎市町村、そういったところの一定の要件を満たすものにつきまして、運行経費の一部を支援させていただいております。また、そういったものへの実証運行についても、県独自で支援を行わせていただいております。

県内、少子高齢化でありますとか、モーターゼーションということもございまして、公共交通機関の置かれている状況は厳しいというふうには認識をしております。そういった中で、国や県、バス事業者、そういったものだけではなくて、地元の市町村の皆様方の取組が非常に重要になってきているというふうに考えておるところでございます。

そういった認識でございますので、引き続き、関係機関とも連携をいたしまして、しっかり市町村の皆様方のお話も伺いながら支援を行ってまいりたいというふうに考えてござい

ます。

山西委員

これは大変切実な問題でもありますし、やはり、生活を送っていく上で、交通手段がないということになれば、生活の幅もかなり狭まってくるのではないかと考えています。これから、ますます、徳島バスさんもあくまでも民間の事業者でありまして、採算が合わない路線については縮小していくというのは、これはもう当然の話であります。そこで行政が手を差し伸べていくということは必要なことではないかと考えています。非常に難しい問題ではありますが、これから関係市町村と十分連携をとって県民の皆様方の生活を守っていくために、交通体系の在り方というものもしっかりと検討していただきますように要望をさせていただきたいと思えます。

続いて、吉野川の雨水問題と早明浦ダムの再編事業について、度々質問させていただいておりましたが、今日も少しだけ触れさせていただきたいと思えます。

さきの代表質問の中で、丸若委員のほうから早明浦ダムの再編に関する質問がされまして、その中で雨の降り方が新たなステージに入ったとの知事の答弁がございました。雨の降り方が新たなステージに入ったという、この認識についてお尋ねをしたいと思います。

早明浦ダムの建設時にはどの程度の雨が想定されておったのか、そして、現状はそれからどのように変化をしているのか、また、その認識についてお尋ねをしたいと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

早明浦ダム設計時におきまして、どのような雨量、降水を想定していたのか、そして、現状はということでございます。

早明浦ダムの治水対策の計画につきましては、昭和41年の早明浦ダムの建設に関する基本計画の中におきまして、過去の雨量、また、流量、これらのデータを分析をしまして、ダムの地点における、洪水のピークの流量、これを1秒間4,700トンというのを想定して定めております。

この毎秒4,700トンという流量は、80年に1回の頻度で発生する洪水、これを想定したものでございます。しかしながら、現状におきましては、昭和50年3月にダムの完成以降40年がたちますが、この洪水量を超えた出水が過去4回発生している現状でございます。

山西委員

当時の想定からすると、現在の雨の降り方というのはかなり変化をしてきているということで、80年に一度の頻度で想定をしておったのが、過去4回起こっているということで、大変な事態になってきているかと思えます。早明浦ダムの洪水調整機能が、近年の雨の降り方では十分に対応できていないというふうに思えます。

そのような中で、吉野川には無堤地区も多く残されているとのことではありますが、吉野川の堤防整備率は全国と比べて一体どの程度遅れているのか、お尋ねをしたいと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

吉野川の無堤地区の状況でございます。

まず、池田ダムから岩津橋の約38キロメートル、これは岩津の上流の区間でございますが、美馬市の脇町第三箇所であるとか、あるいは、沼田、また、つるぎ町の半田箇所などが無堤地区として現在残されております。この平成26年度末の堤防の整備率といたしますのが、63.7%になっております。

一方、国のほうの管理している全国的な整備の状況でございますが、10年程前のデータ、平成17年度末の時点なんでございますけども、国管理河川の堤防の整備率は84.4%、10年前で既に84.4%となっておりまして、吉野川の上流区間といたしますのは、全国に比べて20ポイント以上整備がおくれた状況でございます。

山西委員

全国平均と比べてもかなり低い状況であるということがわかりました。ここに、治水対策を基本に早明浦ダムの再編事業を進めていくという県の姿勢があると思いますが、早明浦ダムの治水対策強化と河川の無堤地区の整備の推進、この2点、どちらをこれから重視していかれるお考えか、お尋ねをしたいと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

まず、吉野川におきます無堤地区の解消といたしますのは、流域の皆さん方にとって長年の悲願でありますことから、まずは、残されている無堤地区での堤防の整備、これを第一に取り組んでいく考えでおります。早明浦ダム再編協議におきましては、国土交通省に対しまして、まずは無堤地区の解消への道のりを示していただくよう求めてまいりたいと考えております。

山西委員

よくわかりました。ほかの委員からも御質問があるように、ここ最近は県民の皆様方の御心配もかなり高まってきているのではないかと考えています。その中で、先般のいろいろな洪水被害を目の当たりにする中で、この無堤地区については、その整備については重要であると。那賀川のほうも非常に大事であります。この吉野川流域の整備についても同時進行で進めていただきたいと思いますし、国とも十分連携をしながら、住民の皆様方の安心・安全のために、これからはしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

高井委員

1点、吉野川の濁水問題についてだけ、御要望も兼ねて一つ伺いたいと思います。私の地元三好市の山城のほうには、愛媛から徳島に流れ込む銅山川、地元では伊予川と呼ばれておりますけれども、そこが早明浦ダムの再編計画の事業の中でいろいろ議論していただ

きたいと思うんですが、この銅山川への分水によって汚染や濁水が出ているという現状がございます。先程、山西委員の質問でもございましたけれども、今度、全国初の利水・治水の条例を作り、要望がかねてからあった国土交通省と四国四県における早明浦ダムの再編協議がいよいよ事業の早期実現に向けて始まるわけでありましてけれども、その中で、治水・利水はもちろんのことですが、濁水対策においてもしっかり取り組んでいただきたいと思っております。今のところの経緯とか方針について現状あれば教えていただきたいと思っております。

綿貫水資源・流域振興室長

吉野川上流域、早明浦ダム周辺、あるいは銅山川の上流も含めてでもございまして、そのあたりの地形といいますと、急峻で崩壊しやすい上に、地質としては結晶片岩類からなる三波川帯でございまして。降雨により砂礫とともにウォッシュロードと呼ばれる、濁りのもととなります細かい粒径の土砂が流出しやすい立地環境にございまして。このため、出水時には、これら濁りの原因となる土砂が多量にダム湖に流入しまして、水の流れが土砂を動かす掃流力という力が弱まったダム堤体付近に浮遊したり、あるいは、低水位状態と出水の繰り返しにより、微細な土砂の巻き上げを起こしまして、濁水の長期化というのが発生しております。

国におきましては、この濁水対策としまして、平成11年に選択取水設備を早明浦ダムに設置する対策を講じてはおりますが、その濁水の発生が地形とか地質に起因することから、恒常的な解消効果は得られていない状況にあります。このようなことから、ダム直下の高知県におきましても、ここ数年、毎年、重要要望として国に対して更なるダム改造工事による濁水対策を求めておりますことから、今般、早明浦ダム再編事業の協議に参画しております高知県からも、濁水対策の検討というものが求められるものと考えております。しかし、現時点におきまして国から具体的な対策は示されていない状況にございまして。

尚、銅山川につきましては、愛媛県内に設置されました柳瀬ダムであるとか新宮ダム、また、富郷ダムとか影井堰といった堰からの放流の量が十分でなく、濁水以前に適正な放流量の確保を求めてまいりたいと考えております。

高井委員

やっぱり水はせき止めると濁りますし、滞ると汚れていくという、川はそういうものだろうと思っております。先程御丁寧に御説明を頂きましたけれど、この伊予川でも地元の皆さんも数年前から危機感をもって地域の老人会や自治会や子供たちとともに、清掃活動を丁寧にやっております。私もかつて参加したことがあるんですが、木炭を水路に沈めて、木炭で微生物が吸着しているので、それを活性化させ、水路に流れ込む水をきれいにして川をきれいにするという活動をやって、また定期的にその木炭を入れ替えたり、いろんな努力を重ねている事例もございまして、是非そうした点もお知りおきいただきながら、この吉野川水系の環境問題についてももしっかり主張してきていただきたいと思っております。

私が小さいときから父が釣りをしておりましたので、小さい頃から鮎を食べて育ちまし

たが、やっぱり魚には水の変化が直接出ます。昔はすいかの香りがするのが鮎だと言っておりましたが、最近なかなかすいかの香りのする鮎に、天然の鮎にお眼にかかれなくて、頭からがぶがぶ鮎って食べれるものだと思っていたんですが、最近はやはりどうしても苔が茶色くなっているのを食べている鮎はどうしても臭いがするというふうに、魚の変化からも痛切に吉野川の水系の環境問題の変化を肌で感じてきました。治水・利水はもちろん大事ですけど、川を大事に、環境問題のほうもしっかり一緒に重ねて取り組んでいただきたいと思います。濁水、汚れの問題というのは、先程来のお話のとおり、土砂が入ったり、その土砂がどんなものであるのか、いろんな分析とか検討とか、いろんな手法が丁寧に必要なんだと思います。築堤などの洪水対策と災害のときのタイムラインの丁寧な策定、それに加えて堆積土砂の除去などいろんな面から、協議の中で徳島県側の主張をしっかりしていただきたいと思っております。この点、重ねてお願い申し上げて、御答弁があればお願いします。

綿貫水資源・流域振興室長

早明浦ダム、また、銅山川に係る濁水対策についてでございます。早明浦ダム再編事業として国また四国四県との協議が始まっております。本県としましては、まずは治水対策、これに軸足をおいて取り組んでまいるとともに、委員からお話がありました環境対策につきましても十分な効果が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

高井委員

もちろん治水・利水あつての環境対策でもあると思いますので、しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

丸若委員

吉野川のことなんですけど、それに流れ込んでいる谷について、前も一回聞いたように思うんですけど、吉野川の国土交通省の堤防は勾配は2分の1と聞いているんですけど、それに流れ込む県の管理河川の堤防の勾配の基準はいくらなんですか。

北川河川整備課長

法面勾配の決まりは、流量によって、吉野川のような大河川、それと県河川のほうで2割になります。

丸若委員

2分の1で県も一緒ですか。違うでしょ。

井川委員

小休します。（13時13分）

井川委員

再開します。（13時13分）

北川河川整備課長

先程言いました，流れる量によりまして勾配が決まっております，直轄河川につきましては今現在，3割，高さ1に対して水平距離が3倍，1対3でございます，県管理河川につきましては，1対2の勾配になっております。

丸若委員

うちの近所の堤防を見ると，1対2もあるんですかね。僕が聞いているのは，吉野川のほうは高さに対して法足が2，国土交通省は2分の1でしょ。そしたら，県管理河川の堤防の法というのはもっときついですよね。なんでこれを聞いているかと言ったら，ずっと前からあるんですけど，この頃，雨の量が劇的に変わってきて，私は下のほうで住んでいるんですけど，いわゆる谷川の吉野川沿いで，うちの西のほうで伊沢谷川，ちょっと東に行ったら大久保谷川があるんですけど，川の状況が僕らが子供の頃と全然違うんですね。昔だったら定期的にブルドーザが入って行って管理していたのが，今はもう木が生え放題になっていて，木が生えている間のところをゲリラ豪雨の川がだあっと流れていくから，どんどんどんどん限られたところをえぐって行って，深くなっている。だから，これについて地元のほうから要望があるから何とかしてくれということ言うんですけど，県のほうは定期的に見に行っただけで，危険はないと言います。確かに，うちの西のほうの伊沢谷川が一時，ゲリラ豪雨で流れてきてブッシュで遮られて，川の流れが変わって，西のほうの堤防の足元を削ったときはすぐに直してくれたんですよ。でも今度は大久保谷川はうちの東のほうなんですけど，下のほうで，堤防の法があったら横に3メートルくらいいったら3メートルから4メートルがえぐれているんですよ。これも地元の方から言われたもので，吉野川庁舎のほうに言ったんですけど，見てますということなんです。ですから，法の斜面の延長のところから侵食していったら耐力的に落ちるから，ここまでいったら何か補修をしてくれるのかな，ということで先程聞いたんです。もう一つは，なかなか管理がきちんとできていなくて，雨がすごい状況になっていて，木が川原の下のほうだったら川幅が広くて木がいっぱい生えている。そして水の流れが通るところが決まってくるってどんどんえぐれてきている。これはどこまで行ったら管理してくれるように基準はなっているんですか。

これはお金の問題もあると思いますが，やっぱり地元の人には不安というものもあり，今だったら堤防の下の川原のところの，木が生えて抉れたところの肌は見えないんですよ。だけど，これが冬場になってきたら木も枯れてえぐれて地層が見えるくらい全部見えんんですよ。それでえぐれておったら不安なのは不安なんです。だから僕は中途半端に言うのは，県も一所懸命に見ているから，もし災害が起こったらチャンスだと，きれいにしてくれるよと。それはそれとして，もっと地元の者に安心できるような管理というのが，ここまでやっていったらこうなるという基準があれば，我々も言われたときに，ここまで来た

ら危険域だけど、今のところ大丈夫だと言えるんです。そこら辺の基準が今ないような印象だけど、でもやっぱり方向性としては、やかましく言うところはすぐに直すんだけど、そうでないところは放っておくというのではいかんと思うんですよね。ここだけでなく、県下であちこち言われていると思うんですが、そんなときに皆さん方がどう返されているのか、こういうことを自分ところでは危険ととらえて、ここまでいったら手を加えますよというような大まかな考え方を聞かしていただけないでしょうか。

北川河川整備課長

ただいま委員より河川の中の流木、立木の伐採についてのお話がありました。河床に繁茂している木や草につきましては、日頃から河川のパトロールを実施するというのが基本でございまして、今おっしゃっていただきました県民の皆様からの通報、それから町村からの通報等があった場合、まずは現地に行って確認した上で、治水上支障となる樹木という判断で発見した場合は、上下流や左右岸の河川状況を確認し、支障と認められた場合には緊急性と事業効果を総合的に勘案して、樹木等の伐採を実施するというところでございます。正に現地を見て、川幅とか勾配とかを見て対応しているのが現状でございます。実際は、出水があった後に点検等を行っておるんですが、今言いました冬の草が枯れているときに再度点検するといったところをしっかりとやって適切な維持管理に努めてまいりたいと考えています。

瀬尾県土整備副部長

今、委員がおっしゃられる立木や基準なんですけども、河床の低下とか護岸の侵食、おっしゃられているところは下流のほうですと、それぞれ今まで砂防とか河川で改修してきたところがありまして、計画断面というのがあるところが多いと思います。通常、異常洗掘とか構造物があればその根が見えたりとか、あるいは計画河床ですと例えばそれより2メートルとか下がれば、いろいろ点検するとか堤防の侵食状況も見て調査を進めていくんですけれども、場所場所によって基準が一律決まったものではないというのが現状でございます。ただ、構造物があるところにつきましては、根入れとかが露出してきたときには、慎重な調査を行って点検をしてまいります。場合によっては災害復旧するとか、そういう修繕工事を行うというようなことで今進めております。

丸若委員

ということは、定期的に県のほうで見て、地元から僕が言われたときには、県も定期的に見ているので何もしないところは安全なんだと答えておいても大丈夫ということですね。

もう一つ、地元のほうで官民協働ってありますよね。僕も歩道のほうで一所懸命協力しているんですけど、河川なんかの管理もあり、草刈をやっていったら平米200円かいくらか出てくる。これも地元のボランティアで、河川清掃であったり道造りであったり、どぶさらいで皆が集まったきによく聞くんなんですけど、下流に行ったらこんなんですよ、見てくださいよ、とくるわけなんです。そしたら例えば、地元で土木の業者の方がいらっしや

って、木が生えているところが流れを阻害していて、一部分がえぐれているんだから、ブルドーザやユンボを持ち込んでいって整備をする。それで、人件費くらいは土木の方に出してもらって、燃料代くらいは官民協働の中での平米当りで入ったやつを渡す、ということやっていくことは可能なんですか。

北川河川整備課長

県管理河川におきます協働，アドプト事業等も含めました流れをまずは御説明させていただきます。平成13年度から，まずは徳島県OURリバーアドプト事業ということでスタートした事業でございます。これはゴミを拾う事業でございます。2点目，平成22年度から官民協働の河川維持管理システム，ただいま委員からおっしゃっていただいたものにつきましては，除草でございます。さらに，かわ普請ということで平成23年度から維持管理で簡易な補修も材料支給して一緒にやっていただく事業も進めております。4点目，平成26年度から阿波市の大久保谷川におきまして，木を切っていただいて皆さんに暖房等に使用していただくということで，公募型伐採というのをしたところでございます。今，おっしゃっていただきました河川維持管理システムのものに対して平米28円だったと思うんですが，本当に微々たるものでございますが，上限20万円程度でございますが，お支払いして協働で皆様と一緒にやっていっているところでございます。今，1,800キロメートルの河川の内，約1%の20キロメートルくらいがそういったところで進めてまいりまして一緒に管理を進めているところでございます。ということで，あくまで官民協働でございますので，大きいパワーショベルといった機械の損料までは出せない事業でございますが，そういった中でどうしても急峻であったり，地元の方がどうしても入りにくいようなところを一緒にやれないかという御提案があれば，維持管理の中の私どもの直営のほうで今のような話はできる可能性があると思いますので，そういったところで，維持管理システムと共同してやっていくというのが私ども河川管理者の一つのやり方かと思っておりますので，どうか御理解よろしくお願いいたします。

丸若委員

ちょっと意味がわからないんですけど，僕が聞いたのは結局は難しいという話なんですか。河川の官民協働の管理について，地元が集まってボランティアでやったときにくらかれますよね。それと同じような考え方で，地元にとまたまブルドーザやユンボを持っている人がいて，このままでは谷みたいなところに落ちていっても危ないから，暇なときに一緒にやってあげるわと。ついては，他の地元の方々もその作業に加わって行って，そして，一番にはブッシュのところをきちんと整備していくとか，木が生えているやつをチェーンソーで切って上げるとか。木を切ったやつを放っておいたら県が処分してくれるかと聞いたら，できないと前に聞いたんですけど，それはそれで市のほうにも要望して行って，木なんかの処理は地元でしてみたり，地元で使うなら使ってもいいということであって，その中の河川の管理に今言っていた官民協働の作業のスキームが使える。それとは別にユンボの使用料を出してという話ではないんですよ。たまたま地元はその機械を持

ってる人がいて、ボランティアでやってあげるわという話があって、そしてブッシュや木を切って、木の処分は市のほうでやってもらうといった条件が調整できたときに、官民協働の対象になりますか、というイメージを僕は聞いているわけです。

北川河川整備課長

今の河川維持管理システムの枠組みで、住民の方に小額ではございますがお支払いするというの中では、そこまではちょっと想定していなかったものですので、今後、確かに機械が入れば格段に効率が上がりますので、そういった御提案があれば前向きに検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

丸若委員

そのときに、土木業者の方も歩道なんかを掃除していますよね。あれは何かポイントが上がるんでしょ。それと一緒に感じ、もし地元でそういうことがあって来てくれたら、それが一つのポイントになると土木の方に言ったら、地元の住民と土木業者の方が連携して行って管理できる。そしたら、県に対してそんなにやかましく言わなくてもできる。おたくらもある程度ポイントだけ土木業者にあげておいて管理ができれば大きいんじゃないですか。これから先、台風だけでなく、今みたいに河川の管理ができていなかったらどんどん一箇所が掘れていくんですよ。これは本当に、僕の地元の久保谷川の下流域だったら、堤防があって、一回見てももらったんですけど、3メートルくらい行って4メートルくらいえぐれていますよ。そして幅が3メートルから4メートルくらいになっています。そして冬場なんか見ると気持ち悪い状況になっていますよ。でも、聞いたら、法の法線よりこっちだったら踏ん張れるから大丈夫という認識でいるのかなと思ったら、その基準がないんだったらちょっと怖いんですけどね。ですから、そこら辺のところも含めて、なるべく県も手間かからずに、地元の方もボランティア精神で結構動いているので、その人たちと連携して行って河川の管理ができていったら、いろいろ犯罪的なことも含めていい方向に行くんじゃないかということがあるんです。これはちょっと検討していただけますか。

瀬尾県土整備部副部長

委員の御提案の現場も再度調査をして検討していきたいと思ひます。

杉本委員

先般、委員会で道路に生えている木の除木をお願いしましたら、随分と切っていただいて、国道195号線が新しくなったような感じでございます。有り難いと思ひますが、続けてまたやっていただけるのでしょうか。前は台風までという答えだったんですが、台風が済むまでということなんだろうと思ひますが、続いてしていただけるのでしょうか。

久保道路整備課長

道路に垂れ下がっている枝の処理についてでございます。道路管理者といたしまして、道路の建築限界を確保する必要があります。それによって交通安全対策に資するので、すべては一発にはできませんけど、今後も計画的にやっていきたいと考えてございます。

杉本委員

あんまり悠長に構えていたら、切った木がまた大きくなりますよ。電力さんや電話線と一緒に国道沿いをずっと行っていきますね。あれらとも話し合ったらどうなんでしょうか。電力さんもこの頃随分手入れをしていない感じがしますけどね。電話線さんもそうですし、電話線さんも電力さんも電柱は最近随分替えていますね。びっくりするくらいやっていますけど、いずれにしても、木が垂れ下がってきて去年の雪のようになれば、電話線も全部切れてしまう。そうするとなんとなく県が悪いというイメージになります。その辺を一緒にやってしまうという方法を、先程の丸若委員の官民協働ではないですが、考えてすると随分と助かってくるんじゃないかというような気がしますけど、いかがでしょうか。

久保道路整備課長

委員の御提案のことでございますけど、昨年、大雪による倒木でいろんなことがございまして、電力会社とかと一緒に共同で点検をして倒木対策を行っているところでございます。今後も引き続いてそういう協議会の中で、各事業者が協議して現地で確認して優先順位を決めて危ないところを順次やっていきたいと考えてございます。

杉本委員

是非そうしていただきたいと思えますし、最近随分高い道具を持ってきてやっていますから省力化にもなったり、経費も安くなったりするんじゃないかというような感じもします。国道195号で高知県と四ツ足峠から那賀町側とがいつも対比されるんですが、つらいのは我がほうが確実に悪く見える。原因はよくわかっているんですよ。国道195号は高知県の道路のほうが新しいですからね、恐らく30年も40年も新しいではないかと思えます。我がほうは基本的にできたのは、大恐慌時代ですから大正の末期から昭和の初期にかけて、それから長安口ダムなどの関係で昭和20年代の半ば過ぎからですから、古さが違うし、それに準じて規格も違う。それから改良されたと言っても、高知県側とは随分規格が違うということです。一つ最近、私が気がついたのは、私は高知の歯医者に行っています。日和田谷に歯医者をお誘いして、夫婦で歯医者さんが来てくれた。あんまり仕事しすぎて、歯が悪い人がいなくなってしまうと、高知に行ってしまう。高知の後免の駅前です。私にしたら誘致した義務がありますから、そこまで歯医者に行っています。そうすると、見ていましたら高知の分は土佐山田町までは国有林の中を国道が通っています。すると、杉や檜の植え方が違い、上品です。何メートルか引いて、大きくなって道路に枝が出ていかないように植えています。我がほうは違い、道路の区域に植えているような感じです。山の所有者に、災害やその木が倒れたりして自動車に影響があ

ったときに、あなた方に責任が出てきますよということを、私も含めて、もうちょっとはっきり教えないといけないんじゃないでしょうか。先程川の話をしておりましたけど、平成16年の災害のときに自分の山が随分被害を負ったたんですけど、後から見てみますと、私は川や谷に植えていたんですね。そうすると、水が上がって土砂が絡まりますと、植えている木を巻き込んでしまいますから、大きなダムがいくつもできてしまった。それは別の話ですけど、山林所有者にもうちょっと自分たちのものはきちっと管理する義務がありますよ、ということを県側からも言うべきではないかという気がしますでしょうか。

久保道路整備課長

委員がおっしゃるとおり、私有地の木につきましては所有者のものでございますから、基本的に所有者のほうで管理をしていただくのが原則でございます。委員がおっしゃることについて、地元の町とかと一緒にやってそういうことを啓発してまいりたいと、そういう考えでございます。

杉本委員

私も、那賀町にこられて杉本がそんなようなことを言っているぞ、と言われたら厳しいことになってますが、協力的になってもらうということを主体にして、そんな話をしていたら、皆それぞれびっくりして、これではいかんなという感じになって、協力していただけるんじゃないかと思えますので、是非ともよろしくお願ひしたい。

1点だけ不思議に思うのは、道路の草刈をするのに除草剤をなぜ使えないんでしょうか。農家はほとんど除草剤で、水田もみなやっておるでしょ。私も畑なんかは除草剤を使いますが、除草剤がなかったら私もここへは来ていない、県議会議員なんかはできないですが、どうしてでしょうか。

久保道路整備課長

草刈の除草剤の使用についてでございます。除草剤につきましては、それを使用することによりまして、いろんな影響があるかもわかりませんし、十分に検証できておりませんので、現在は草を刈っているという状況でございます。

杉本委員

大根やきゅうりにも使っていますから、適切に使えばそれはないと思います。それは皆さんの研究不足なので、是非していただいて、省力化して楽になります。ボランティアに草刈をたくさんさせて、労働者が少なくて困っているのに、そういうのをしてあげないといけません。私だって、自動車で横を走ったら石が飛んできたりしてフロントガラスが傷んだりして、あれは直してくれるんだろうかと思えますけど、是非これを徳島県からの提案でしてみたらどうでしょうか。全国あれになったら働いているものは皆、楽になりますよ。しかも、あなた方はすごく暑いときにやらせているんですよ。あれをやっている人には冷房は効いていませんよ。是非一つ考えていただきたいと思ひます。12月が本会議の質

問でございます。是非よろしくお願ひ申し上げて終わります。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第15号、
議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配布しております請願文書表を御覧ください。

請願第1号「明谷地区における県道羽ノ浦福井線の道路整備及び桑野川の管理について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

海野政策監

請願の対応状況でございますが、まず一つ目、明谷橋前における主要地方道羽ノ浦福井線の右折レーンの整備については、今後、交差点における交通量や安全性を総合的に勘案し、検討してまいります。

二つ目、桑野川の段樋門にポンプを設置することについては、平成13年度に樋門の電動化を行うとともに、平成18年度からは、南部総合県民局に配備した排水ポンプ車を活用し、必要に応じ、内水排除を行っております。

また、平成26年8月の浸水被害を受け、段樋門前の桑野川本川や、旧川に堆積した土砂の掘削を行い、流下能力の確保に努めているところであります。

今後とも、排水ポンプ車の活用や樋門等の適切な維持管理により、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

三つ目、桑野川本川の改修済区間である堂谷川合流点付近に、下流への土砂流出を抑制する構造物を河川横断的に設置することは、そこから上流に土砂が堆積し、治水安全度が

低下するおそれがあると考えております。

最後になりますが、桑野川の国直轄管理区間の延長については、河川の改修、土地利用、浸水被害の状況等から国が判断するものでありますが、当該区間については、引き続き、県による適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

井川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

それでは、本件については、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続審査とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（簡易採決）

請願第1号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時44分）